



放課後児童クラブ入所のご案内

1 放課後児童クラブについて

(1) 放課後児童クラブとは？

昼間、仕事などで保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後、土曜日、夏・冬・春休みに、安心して過ごすことのできる施設です。支援員が中心となり、遊びや様々な活動を通じて、児童の健全育成を図ります。

(2) 運営団体

放課後児童クラブは保護者、市、地域の代表者が一体となって運営委員会を組織し、運営しています。

(3) 対象児童

昼間、仕事などで保護者が家庭にいない小学校の児童（1～6年生）

令和8年度より、対象児童を6年生まで拡充します。ただし、申込数が定員を超えた場合は、低学年を優先して受け入れます。申込状況等により入所できない場合がありますのでご了承下さい。

2 入所の手続きについて

(1) 入所条件

クラブへ入所できるのは、児童の保護者の仕事等の都合により、児童が下校後や夏休みなどの長期休暇中、一人で家に居なければならない家庭に限ります。

(2) 申込方法

申込書等は、健康福祉課子育て支援室（保健福祉センターひだまり1階）、各放課後児童クラブでお渡しいたしますので、必要事項を記入し、申し込んでください。

継続入所希望の方は、申し込みは不要です。現在入所中のクラブから別途案内がありますので、案内に従ってください。

(3) 申込受付期限

令和8年1月5日（月）から令和8年1月23日（金）です。

(4) 定員超過の場合

各クラブの定員は40名です。定員を超えた場合は、低学年を優先としますので、申込状況などにより入所できない場合がありますので、ご了承ください。

(5) 申込受付場所及び時間と問合せ先

- ・健康福祉課子育て支援室・・・・月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
(TEL 0599-25-1184) ※祝日除く

(6) 提出書類

- ・放課後児童クラブ入所申込書

学校名・学年については令和8年4月時点を記入して下さい。ふりがなを忘れないでください。

- ・就労証明書

主に児童の保育にあたっている保護者について事業主の証明をもらってください。

- ・誓約書

署名及び押印をしてください。

- ・緊急連絡カード

緊急連絡先、かかりつけの病院・医院等を記入して下さい。

3 放課後児童クラブの運営について

(1) 各クラブの案内

○ 鳥羽放課後児童クラブ（たんぽぽ）

場 所	鳥羽市安楽島町377（安楽島小学校に隣接）	
定 員	40名	
開所時間	学校で授業がある日	下校時～午後6時30分
	夏・冬・春休、土曜日	午前8時～午後6時30分
電話番号	0599-25-3075	

○ エンゼル・クラブ

場 所	鳥羽市堅神町805-6（鳥羽小学校に隣接）	
定 員	40名	
開所時間	学校で授業がある日	下校時～午後6時30分
	夏・冬・春休、土曜日	午前8時～午後6時30分
電話番号	0599-25-1661	

○ 放課後児童クラブどんぐり (令和8年4月1日開所予定)

場 所	鳥羽市岩倉町10-5 (加茂小学校に隣接)	
定 員	40名	
開所時間	学校で授業がある日	下校時～午後6時30分
	夏・冬・春休、土曜日	午前8時～午後6時30分
電話番号	0599-25-1184 (子育て支援室)	

※ 各クラブ共通

休所日…日曜日、国民の休日、年末年始 (12/29～1/3)、お盆 (8/13～8/16)

【加茂小学校児童の保護者のかたへ】

放課後児童クラブへの入所を希望する場合は、新たに開設するどんぐりを利用していただくこととなります。※加茂小学校から各クラブへの移送サービスは今年度をもって終了します。

また、どんぐり入所に係る申し込みの要否は下記のとおりです。

新規入所希望のかた 申し込みが必要です。

継続入所希望(現在、他クラブに入所中)のかた 申し込みは不要です。現在入所中のクラブから別途案内がありますので、案内に従ってください。

★おことわり・注意事項★

- I. 土曜日や長期休暇期間において、定員に余裕がある場合は校区外からの受け入れを行う場合があります。
- II. 土曜日において、利用状況によっては児童を1か所のクラブに集めて保育を行う場合があります。

(2) 利用料

利 用 区 分	対 象 者	保 護 者 負 担 金 (円)	
		1 人 目	2 人 目 以 降
年 間 利 用 (月 額)	下記以外の児童	10,000	7,000
	ひとり親世帯等の児童	7,000	4,500
夏休みのみ利用 (期間額)	下記以外の児童	20,000	14,000
	ひとり親世帯等の児童	14,000	9,000
冬休みのみ利用 (期間額)	下記以外の児童	6,000	4,000
	ひとり親世帯等の児童	4,000	2,500
春休みのみ利用 (期間額)	下記以外の児童	8,000	5,000
	ひとり親世帯等の児童	5,000	3,500

注) ①利用料は変更する場合もあります。

- ②年間利用者は夏休み等でも月額は変わりません。
- ③短期利用のみ利用される場合は1日あたり1,000円となります、定員の関係上入所できるとは限りません。
- ④月途中の入退所については、日割計算は行いません。(例えば月1日の入所でも、月額負担していただきます) また、季節利用の場合も同様とし、利用が少数の場合も日割計算及び短期利用の取扱はいたしません。
- ⑤登録料(入会金)として、入所児童一人につき1,000円いただきます。
- ⑥傷害保険料として、児童一人につき、年額800円いただきます。
- ⑦原則として延長保育は行いませんが、やむを得ない場合(正当な理由がある場合)は、午後6時30分を超過したとき、延長料金として月額1,000円を徴収するものとし、以後30分超過ごとに月額1,000円いただき、保育を行います。
(別途申込が必要です)
- ⑧納付方法は原則口座振替とします。振替手数料として月額165円負担していただきます。入所前に振替依頼書をお渡しします。

(3) 土曜日等の昼食について

土曜日及び夏・冬・春休み期間中など、お昼をはさむ場合はお弁当を持たせてください。

(4) 帰宅時等の送迎

学校終了後、児童は直接クラブへ向かい、帰宅の際はお迎えをお願いします。
土曜日及び夏・冬・春休み期間中など、自宅からクラブへ登所する場合は送り迎えをお願いします。

(5) 登所時の持ち物

各クラブによって持ち物が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

4 入所後の注意事項等について

(1) 連絡先等が変わった場合

「緊急連絡カード」の記載に変更があった場合(住所や職業など)は必ず各放課後児童クラブ又は健康福祉課子育て支援室にご連絡ください。

(2) クラブを欠席する場合

あらかじめ欠席する日が決まっている場合は、電話等でクラブへご連絡をお願いします。
急な欠席の場合は、速やかにクラブへ電話でのご連絡をお願いします。

(3) クラブを退所する場合

入所期間中にクラブを退所する場合は事前に各放課後児童クラブ又は健康福祉課子育て支援室に連絡の上、「放課後児童クラブ退所届」を提出してください。

(4) クラブ中の怪我、病気について

クラブ出席中に児童が怪我又は病気になった場合は、入所時に提出していただいた「緊急連絡カード」により、保護者等に指導員から状況を報告し迎えに来ていただくように連絡します。連絡がつかない場合、迎えが困難な場合又は緊急を要する場合は、指導員が直接病院へ付き添います。

5 警報等発令時・学級閉鎖時等における児童クラブの休所又は受入れ制限について

鳥羽市に警報等が発令された時・集団風邪等により学級閉鎖等になった場合は、児童及び指導員の安全又は感染防止等のため、休所又は受入れを制限します。

◇ 「小学校授業日」の場合

小学校の休校・下校時刻の変更・学級閉鎖等に伴う、児童クラブの対応は下記のとおりです。

【警報等発令時】 小学校の状況	放課後児童クラブ
登校前に休校になった場合	臨時休所 ※併設している小学校が左記の場合、その児童クラブは休所となります。
授業途中で休校になった場合	
下校時刻が予定時刻より早くなかった場合 (他学年のみ下校時刻が早くなかった場合も含む※1)	
下校後、警報等が発令された場合	下記の「土曜日・長期休暇中の場合」を参照してください
【学級等閉鎖時】 小学校の状況	放課後児童クラブ
学校閉鎖の場合	
学年閉鎖の場合	対象の学校・学年・学級児童はご利用になれません。
学級閉鎖の場合	

※1 お子様の学年の下校時刻は変更なく、他学年のみ下校時刻が早まった場合も、休所となります。

◇ 「土曜日・長期休暇中」の場合

警報等の種類に応じた、児童クラブの対応は下記のとおりです。

① 暴風警報・大雪警報について

- 開所前に暴風警報・大雪警報が発表されているときは、臨時休所します。
- 開所中に暴風警報・大雪警報が発表されたときは、臨時休所しますので、至急お迎えをお願いします。

② その他の警報（大雨・洪水など）について

- ・原則、平常どおり開所します。ただし、豪雨や冠水で臨時休所する場合があります。
- ・災害の状況により交通途絶等で職員が通勤できない又は遅れる状況も起こります。児童クラブに確認してから登所してください。
- ・登所時に保護者の判断において危険と思われる場合は、自宅待機としその旨を児童クラブへ連絡してください。

③ 避難情報について

- ・開所前に警戒レベル3高齢者等避難以上が発令されているときは、臨時休所します。
- 開所中に警戒レベル3高齢者等避難が発令された場合は、臨時休所しますので至急お迎えをお願いします。
- ・開所中に警戒レベル4避難指示以上が発令された場合は、避難所へ速やかに避難します。ただし、移動が困難又は施設に留まる方が安全と職員が判断した場合は、この限りではありません。
- ・警戒レベル4避難指示以上が解除されるまで子どもをお預かりします。ただし、保護者等がお迎えを申し出た場合は、この限りではありません。

④ 津波警報等・南海トラフ地震臨時情報について

- ・開所前に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、臨時休所します。
- ・開所中に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、状況により避難場所へ避難します。
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され場合は、原則、開所しますが、状況により臨時休所する場合があります。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、原則、臨時休所します。ただし、状況により対応を検討する場合があります。
- ・その他、地震や津波による施設の損壊、交通途絶等により臨時休所する場合があります。

⑤ 各警報等解除後の開所判断について

- ・各警報解除後にクラブ運営が可能と判断した場合は、開所します。